

めざせ! 工事担当者

- ◆「工事担当者」は、電気通信事業法という法律で決められた電気通信の工事や監督を行うための資格です。
- ◆電気通信の工事には、必ず1人以上の「工事担当者」の資格を持った人が、現場で監督をするか、または、みずから工事を行うことが法律で定められています。
- ◆ただし現在は、安心・安全を守るために、全員が「工事担当者」の資格を持つことが強く求められています。

ポイント!!



すがもん
©2010 東横地産通り商店街振興組合

- 工事担当者資格は、総務大臣が授与する「国家資格」! つまり、国家が、その能力を証明してくれるのです。
- いったん取得すれば、資格は一生有効です!
- ジュニアマイスター顕彰制度の得点の対象にもなっています! (例: DD第3種を取得すると7点獲得)

試験を受けてみよう!

- 試験は毎年、春(5月)と秋(11月)に行われています。
- 1日で最大3種別まで受験できます。
- 科目免除制度が利用できます。
認定学校で認定に係る教育課程を修了した人や、科目合格の人などは、一定の試験科目が免除されます(科目合格の有効期間は3年間なので要注意)。

詳細については、試験ごとに配布する「受験の手引き」または日本データ通信協会のホームページでご確認ください。

JADAC

電気通信設備

国家資格

工事担当者

- 電気は、蛍光灯やヒーター、モーターなど、光、熱、動力の源となるエネルギーです。



- 通信は、メールや音楽、映像など、さまざまなデータのやりとりです。



…ちょっと家の中の様子を見てみよう! ページをめくってみてね。

電気と通信の違いってわかるかな?

これからは、「電気」も「通信」も知っている工事担当者の時代だよ!

